

新型コロナウイルス感染症対策  
特別委員会記録

令和2年5月8日

【開催日】 令和2年5月8日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時50分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸副委員長
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務課長	田尾忠久	教育長	長谷川裕
教育部長	岡原一恵	教育次長兼教育総務課長	吉岡忠司
学校教育課長	下瀬昌巳	学校教育課主幹	小野雅弘
学校教育課学務係長	三藤恵子	学校給食センター所長	山本修一
社会教育課長	舩林康則	社会教育課課長補佐	池田哲也
社会教育課公民館係長	柿並健吾	水道事業管理者	今本史郎
水道局副局長	原田健治	水道局次長兼業務課長	伊藤清隆

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
------	------	-------	-----

【付議事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響及び対応について

高松秀樹委員長 皆さんお疲れ様です。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を始めたいと思います。本日は、まず最初に対策本部から報告があるということでお願いいたします。

田尾総務課長 お疲れ様です。総務課の田尾です。それでは私のほうから、本日 5 月 8 日に屋外施設の一部利用開始についてということでお手元に資料を配布しておりますので御報告させていただきます。現在、山陽小野田市は、5 月 2 4 日まで屋内施設、屋外施設の利用を休止しておるところでございました。これに伴いまして政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の出しました感染症対策の基本的対処方針というのがございますが、この中に施設の使用制限を検討するに当たっては、施設の種別ごとの効果やリスクの対応、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活、健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて適切に判断するというふうに書いてございます。そして、屋外施設を閉鎖している場合も、これまた同様とするというふうでございます。これに伴いまして適切に判断いたしまして、屋外施設の一部利用を 5 月 2 4 日まででございますが、条件付で開始するというふうでございます。まず、利用可能施設、1 番、野球場、サッカー場、小野田運動広場、赤崎運動広場、高千帆運動広場、岡石丸運動広場、下村テニスコート、厚狭球場、江汐公園庭球場、浜河内緑地庭球場、須恵健康公園庭球場、東沖緑地庭球場、若山公園野外ステージ、青年の家グラウンド、青年の家テニスコートでございます。続きまして、2 の利用条件でございますが、

- 1、山陽小野田の市民のみ利用可能。18 歳以下の利用は保護者同伴。
- 2、スポーツ少年団の活動自粛は継続します。
- 3、利用者全員の名簿を提出します。その際には、住所と氏名と連絡先を書く。
- 4、1 利用につき 30 人以内での利用とする。
- 5、対外試合、競技大会での利用は不可とする。
- 6、感染予防対策の徹底、受付での体調確認、可能な限りのマスクの着用をお願い。利用後、利用した器具の消毒。これらを利用条件

といたします。3といたしまして、利用開始日は、来週の月曜、5月11日からでございます。なお、4の引き続き利用休止する施設でございますが、江汐公園のキャンプ場、糸根公園キャンプ場、江汐公園冒険の森、きららビーチ焼野バーベキュー施設、縄地ヶ鼻公園バーベキュー施設、竜王山公園オートキャンプ場は、引き続きの利用中止でございます。以上御報告いたします。

高松秀樹委員長 はい、今報告がありました一部利用開始の報告ですが、このことに関して質問等があれば。

吉永美子委員 昨日、文化スポーツ推進課が所管する団体っていうので報告があったんですが、こういった団体への連絡っていうのはどういうふうになるんですか。

田尾総務課長 本日から連絡をするということでございます。

山田伸幸副委員長 須恵健康公園の庭球場のほうは利用可能施設というふうになってるんですが、同じくあそこにはバックネットの付いてるグラウンドがあるんですが、ここはどうなんでしょうか。

田尾総務課長 バックネットの付いてるところは、使用許可するものではないということでございます。

高松秀樹委員長 許可制じゃないということね。

田尾総務課長 許可制ではないんで、そもそも利用中止になってないということなんです。

伊場勇委員 スポーツを行う施設は一応利用ができるようになるということなんですけど、県立のサッカー場はどうでしょうか、状況は。

川地総務部長 13日に県の対策本部会議がありまして、その中の資料を見ますと、24日まで県立サッカー場は使用中止という形で出ておりました。

伊場勇委員 はい、分かりました。そして感染予防策の徹底のところ、器具の消毒っていうふうに書いておりますが、こういった形で消毒をしてもらうというふうに思ったらいいですか。

田尾総務課長 市のほうで用意いたしました微酸性電解水で消毒をいたします。

藤岡修美委員 利用条件の6番で感染予防対策の徹底で、受付での体調確認となっておりますけども、これは具体的にどういうことをするんですか。

川地総務部長 これは内部でいろいろ協議して、指定管理者団体の方とも協議をいたした結果、相手に体調はどうですかという確認を取るといった形での確認をするということでございます。

長谷川知司委員 管理人のいない施設での個人使用ということは密集とかに当たらないから、ここに書いてないという理解でいいんですか。例えば、赤崎運動広場とか、高千帆運動広場、個人が勝手に行って入って使えますよね。そういうところには全然、管理人がいないから、ないんですけど、それは30人以下とか少ない人数だから密集しないという理解でいいですか。

川地総務部長 今の運動広場はたしか公民館での使用許可申請が要するというふうに思っております。

長谷川知司委員 実際は、あそこの中を散歩したり、子供がボールを蹴ったりしてますよね。そういうことを言うんですけど。

川地総務部長 すいません。そこまでについては私どもも管理はちょっとできませんので、それはもうやむを得ないというふうに考えます。

長谷川知司委員 密集しないから、それは支障ないということで。

川地総務部長 基本的に多くの集団を見かけると、うちは注意をさせていただきますので、基本的には密集はないというふうに理解します。

高松秀樹委員長 ほかありますか。はい、なければ、新型コロナウイルス感染症の影響及び対応について、水道局に来ていただいておりますので、水道局のほうから説明するものがあればお願いいたします。

今本水道事業管理者 御疲れさまです。水道局でございます。まず、コロナウイルスに対しまして、水道局としましては、第1に安心安全な水道水の提供ということは通常の業務と同様でございます。このため業務停止が起きないように細心の注意を払っているところでございます。本日、委員会における水道局の説明の手順につきましては、まず、水道局内におけるコロナ対策について、資料の1ページから説明をしまして、続いて、水道料金の対応について、納期の延長、減免の試算について、それぞれ担当から説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

原田水道局副局長 副局長の原田です。それでは私のほうから1ページの水道局の感染防止対策及び御疲れ様です4ページの水道局ホームページの抜粋について資料に沿って説明をさせていただきます。水道局では、料金のお支払い等で来客されますお客様への感染リスクの削減とインフラとしての水道水供給を維持するために、局内に感染者を出さないことを目的として感染防止対策に取り組んでおります。まず、1ページの水道局の感染防止対策の表を御覧ください。まず、職員に対する状況把握や措置でございますが、日常的に毎日の検温や体調を確認しております。また、職員から新型コロナウイルス感染が疑われる発熱や体調不良等の連

絡があった場合には、出勤停止を命じております。これらを行い、職員  
の状況を常に把握し、必要な措置を取ることができるようにしておりま  
す。次に、具体的な感染防止対策でございます。飛まつ感染の防止につ  
きましては、ここにありますとおり、職員のマスク着用、窓口カウンタ  
ーにシールドの設置、カウンターの適宜の消毒、それから事務所内の対  
向する机と机の間にシールドを設置する等を行っております。次に、接  
触感染の防止でございます。これにつきましては、職員の手洗いの徹底、  
消毒用アルコールの設置、これについては水道局本局及び浄水場の出入  
り口、それから事務所内等に置いております。それから、庁舎内におけ  
る手で開閉するドアがあるところもあるんですが、そういったドアはも  
う常時開放としております。次に三密の防止対策としまして、密閉の防  
止ということで、事務所の窓の常時開放及び換気扇による換気を行って  
おります。また、密接防止ということで、窓口カウンター前のロビーで  
ございますが、お客様が並ばれる際に一定の間隔を保持するために、床  
にマーキングを行っております。また、密集防止というところで現在、  
在宅勤務が可能な部署につきましては、2班体制で交互に在宅勤務を試  
行中でございます。また、その他というところでございますが、直近の  
行事、今、水道展を6月6日から7日で予定をしておったんですが、こ  
れを中止しております。従来であればサンパークの中でやっておったん  
ですが、非常に場所的にも三密を防止することができないということで、  
今回中止とさせていただきます。それから現在、ちょうどこの時  
期、社会見学で、小学校からの浄水場見学というのがあるんですが、こ  
れらにつきましても現在は感染防止対策ということで中止をさせていた  
だいております。それから今後予定の行事としては、SOS健康フェス  
タへの参加、それから水道局主催の水源涵養林の探索ハイキング等も予  
定をしておりましたけど、これも今後の状況によっては、見直しをする  
予定としております。次に4ページを御覧ください。水道局が、新型コ  
ロナウイルス感染症に関連して、ホームページを掲載しておりますが、  
その情報の抜粋でございます。上段の部分につきましては、上下水道料  
金の支払の猶予についてでございます。これについては、後ほど詳しく

説明させていただきます。また、下段のほうにつきましては、水道水の安全性や供給体制についてであります。このページでは、水道水の安全性やコロナウイルス等につきまして、手洗い等で水道水の有効性、それから、市民の生活用水や企業活動を支えるインフラとして、水道水を安定的に供給する体制について掲載をしておりますので、御一読をお願いいたします。また、5月15日号の広報のほうにも、若干これと同様の内容も掲載する予定としております。私のほうから説明は以上でございます。

伊藤水道局次長兼業務課長 2の水道料金関係につきましては私、伊藤が説明させていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症に関する水道料金支払猶予について御説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、令和2年3月18日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、生活不安に対応するための緊急措置が決定され、その中に公共料金の支払猶予が盛り込まれました。この提言によりまして、厚生労働省及び総務省から水道料金猶予に関する通達が山口県を通してありました。このことから、当局として対応を検討し、水道料金猶予の申出があった際、個別的に判断することといたしました。結果として、5月1日時点では、9件の支払猶予を行っております。なお、水道料金の支払猶予に関する問合せ等につきましては、ホームページに掲載しており、そこから連絡を頂くようになっております。これにつきましては、先ほどの4ページを御覧いただきたいと思っております。上段のほうを御覧ください。次に水道料金の減免に関する検討状況を御説明いたします。新型コロナウイルス感染症に関する提言では、水道料金の猶予を措置するようになっております。しかしながら、他の水道事業者の中には、水道料金の減免を行うところも出てきております。当局といたしましても、水道使用者に対して水道料金の減免が可能かどうか現在検討しておりますが、財政基盤強化を目的とした水道料金の値上げや、宇部市との広域化を協議している中で、水道使用者全体に効果がある減免を行うことは難しい状況にあると考えております。例といたしまして



は、水道料金表というところを御覧いただきたいと思います。水道料金の減免試算を載せておりますが、13ミリメートルでは10%カットの場合、税抜きで僅か216円、20%カットの場合でも432円の減額にしかなりません。しかしながら水道局の減収を試算したところ、全使用者の基本料金部分を減免した場合、1期2か月として、10%の場合、税抜で約800万円、20%では1,600万円の減収となります。個別の減額は僅かですが、水道局の減収分は、それなりの金額になっております。また、水道料金の減免をした場合、電算システムの改修も必要となります。これにつきましては次のページを御覧ください。3ページを御覧ください。水道料金は基本料金と従量料金、それに消費税を加えたものを請求しておりますが、このうち基本料金の減免を考えた場合、電算システムの改修費は約100万円が必要となり、システムエンジニアの対応にも約1か月を要するということでした。さらに、従量料金を含めた水道料金の減免となると、電算システムの改修費、システムエンジニアの対応期間ともに増加することが見込まれます。その次の括弧のところを見ていただきたいんですが、水道料金減免による令和2年度の損益について御説明させていただきます。令和2年度における当初予算につきましては予定損益計算書において、純利益が約2,200万円となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の関係で、給水収益が落ち込むことが見込まれ、純利益の減少が予想されます。さらに使用者に対して、減免の措置を取ることになれば、減免をする率にもよりますが、純損失を計上することになると想定されます。水道事業は、純利益を減債積立金や建設改良積立金に計上し、これを使用することによって、水道施設整備を行っております。平成29年度に行う予定でした水道料金改定が不調に終わったとはいえ、長期的な水道料金収入の減収により、水道施設整備の財源不足が続いている状況においても、水の安全、安心、安定給水を行っていくことは、水道事業の使命であることから、積立金を取り崩して対応しております。しかしながら、利益が出ない状況になると、水道施設整備に影響が出かねない状況になるということが懸念されます。さらに本市の場合、全国水準よりも水道施設の老朽化率が高く、

施設の更新に最大限の資金投入を行っていく必要があるにもかかわらず、内部留保資金も減少傾向にあります。このような状況の中で、財政状況も考えず、水道料金の減免を行うことは、宇部市との広域化においても影を落とすことになるのではないかと懸念しております。これらのことから水道料金の猶予につきましては、できるだけの対応を取りたいと思っておりますが、減免となると非常に厳しいと言わざるを得ない状況にあります。私のほうからは以上です。

高松秀樹委員長 いろいろ説明がありました。まず、1 ページ目の水道局の感染防止対策、このことについてまず質問があればお願いいたします。

吉永美子委員 せっかくなのでお聞きします。SOS健康フェスタは寒い時期でしたっけ、何月ですかね。いつも。

原田水道局副局長 大体11月ぐらいでございます。

吉永美子委員 先ほど、状況によってはって言われたんですが、これから終息が早まっていけば、従来どおり、それは、福祉部とかいろいろ検討されるんでしょうけど、これはぎりぎりどの辺までこう考えていかれるところにまでなるんですか。見直しの予定ってあると、今の時点で、ちょっともう中止かなっていうふうにとれてしまったので、ちょっと具体的にお聞かせください。

今本水道事業管理者 これは福祉部のほうの判断で開催、非開催というのは決定されると思います。今後のコロナウイルスの感染状況を見ながら、福祉のほうで判断をされるし、また、市全体でそういう会議もございまして、市主催の行事をどうするか、共催の行事をどうするかという中で判断をされていくものだと考えております。例年このSOS健康フェスタに参加しておりますので、もし開催をされてお声がかかるようであれば、当然、参加をするという形になろうかと考えております。

吉永美子委員 水道局独自のこの社会見学、子供たちが浄水場を見学することによって水の大切さっていうのを実感したりするわけですが、この辺の再開についての考え方はどうなってるんですか。

原田水道局副局長 大体、通常がこの時期に予定されることが多いので、ちょっと御遠慮していただいたという状況で、またこの状況が変わりまして、こういったコロナ等の問題もなくなれば、そのころにまた、各学校のほうから申込みがありましたら、それについてはこちらのほうでも受けさせていただきたいと思っております。

吉永美子委員 通常でも、いわゆるこの時期でやって、秋から冬とかっていうのは余りないっていう、この時期に集中しているってことですね。分かりました。

宮本政志委員 密集防止のテレワークって、これ可能な部署っていうのはどういう部署で、業務はどういう内容でしょうか。

原田水道局副局長 基本的には、事務的などころは余りないです。で、今できてるのは、逆に設計業務とか、そういったところの事前準備の部分の作業とか、そういったところで資料を持ち帰って、自宅でそういった資料の整理とか、設計の下準備をするとか、そういったところについてはできてるといような状況でございます。あとは事務の部分でも自宅に資料を持ち帰って、それから資料を作るとか、そういったものができるところだけでございます。

宮本政志委員 市民の方の生活に、あんまりその大きな不便が生じるということはないっていうふうを受け止めていいですかね。

原田水道局副局長 どうしても市民と接しないといけないところとか、そうい

うところはどうしても休めない、人がいないといけないという状況です。なので、テレワークとか在宅勤務ということはできないという状況です。

今本水道事業管理者 このテレワークっていうか、在宅勤務を水道局内で話をしたときに、ほとんど持って帰ってするよなものっていうのは水道局は余りないんですよ。実際はないんです。ですけど、職員同士の接触をどうやったら減らせるかというのがあって、この間の連休の2日続けたのと、昨日、今日と4日間ほどございますが、本当にできる限りでいからということで、できるところはやってくれってことで。もし家に帰って本当に自分ところはやるものがなかったとか、それはそれでレポートっていうか、報告書を出してくれと。例えば、何も持って帰らなくてもこういうことの勉強ができたよとか、参考になる図書を読んだとか、こういうのすごくためになったとか。そういうのが、何ができたのか、何ができなかったかというのを明らかにするために、この4日間使って試行でやって、その結果をもって、また今後のテレワークなり在宅勤務に生かしていこうということで今現在やってるところでございます。

吉永美子委員 今、4日間って言われたかな。だから、いつからいつまでのことを言われてるんですか。

今本水道事業管理者 昨日、今日、7日、8日と、それからその前の連休の間の30日と1日、その2日間、その前に月、火と勤務があったんですが、そのときに誰が休んでどういったことを取り組むかというのを、課の中で班分けをしてくれということで内容についてもそこで検討してくれと。そういう時間を取るようにして4日間を実施したということでございます。

吉永美子委員 通常開けてる夜間、市民が来られたりとかで対応する何かおられますよね。あの辺はこのコロナウイルス感染の防止の取組はどうなってるんですか。夜間です。

原田水道局副局長 夜間はふだん、お客さんが非常に少ないということで、特に対策をとっておりません。

吉永美子委員 少ないイコール何もしないということですか。消毒して、何ていうかね、そういうふうにしてもらうとか、マスクをしてきてもらうとか、やはり意識をしてもらうってとても大事だと思うんですよね。だから今、結構かなりの方がマスクをしてるじゃないですか。やはり、大事なことなので、その辺の対応っていうのは何もしてないっていうのはちょっとないと思うんですけど。

原田水道局副局長 基本的に、あそこの窓口につきまして前面にシールドがありまして、直接お客さんと話したときに飛まつ感染するとか、そういった形にはなっておりませんので、もともとそういう対策がある程度できてる状況ではございます。

吉永美子委員 自分が夜間に行ったことがないのでよく分かってないけど、直接触ったりとか、何ていうか飛まつがするとかいうことはもう絶対ないということですね。そういう夜間なんですね。

原田水道局副局長 現金の受渡し等がございまして、全く触らないということはないんですけど。飛まつの方はないというふうに思っております。直接、前面にシールドっていうか、ガラスがありますので、お話されても、それで飛まつ感染するっていうことにはならないという状況にはなっております。それからやはり金銭の受渡し等がありますので、完全にとは言いきれないかなとは思っております。

水津治委員 職員に対する状況把握や措置の中の2番目の一番下で、発熱や体調不良等の連絡があった場合は、出勤停止命令する。この出勤停止を命令するっていうのは、今までもこういったことがあったのか、今回だけ

なのか。どういった、何ていうかな、休んだ場合、本人にとってどういう有給なのか、そういったことが分かれば教えてほしいんですが。

原田水道局副局長　これは基本的には以前、鳥インフルエンザと新型のインフルエンザが発生したときにも同様な措置は取っておったんですけど、この度は、特に発熱が、当初、4日以上続いた場合には検査を受けなさいと、保健所のほうに連絡して検査を受けなさいということにもなっておったということで、まず、発熱があった時点で、もう感染の疑いがあるということで、これは水道局のみならず市全体もそうなんですけど、まず出勤させずに、自宅待機をさせるということになっております。で、大体約4日程度の様子を見て頂くんですけど、発熱が収まれば出勤してもいいですよということにしておりますが、その間の休暇につきましては、今現在、特別休暇として有給で取り扱っております。

高松秀樹委員長　よろしいですか。よろしければ、ホームページの記載について説明がありましたので、ここで質問があれば受けますが、よろしいですか、ここは。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。次に水道料金の説明がありました。これについての質問をお願いいたします。

吉永美子委員　大変減免するのは厳しいんだなということがよく分かりました。そんな中、宇部市と今広域化に向けて協議中ですが、要は、相手の宇部市の、この今回のコロナの関係で上下水道の対応っていうか、その辺が分かれば教えてください。

今本水道事業管理者　宇部市は、この特別委員会っていうのはないようで、昨日、宇部の管理者に確認をして、どういう状況ですかというのを確認いたしました。宇部の議員さんからは会派ごとにいろいろ要求書とか要望書というのが出ておるようで、その中で料金についても触れてるのが何点かあったという状況でございます。それで宇部市としての方向についてはまだ、来週また打合せの会議等がございまして、そちらのほうで詰

めていきたいということでした。

伊場勇委員 この感染症で給水収益が落ち込むことが見込まれるというふうに書いてありますが、その原因をもう少し詳しく教えてもらえますか。

伊藤水道局次長兼業務課長 今、4月分の調定を見ますと、一般家庭のほうは、家庭におられることが多いということで若干上がってる傾向にあるんですが、やはり居酒屋とか、それから商業施設については、若干落ちてるとい状況です。ですから、水道の調定っていうのが2か月に一遍で、今月4月に検針したものは、2月の例えば15日に検針したものを、今度は4月の15日というような形でメーターの検査をします。ですから、実際、政府のほうから3月の25日からそういういろんな措置という対応を取るよということになっておりますので、ですからその関係で、まだ1か月足らずで若干のそういう使用料が落ちてるとい状況です。ですから、これからまた、どういふうになるか分かりませんが、一応今のところ、この状態が続けば、給水収益が落ちていくんではなかろうかと。それから、企業のほうも今のところまだ大きな減量という形にはなっていないんですが、やはり今から落ちていくと。若干ちょっと電話等の確認でいきますと、「やはり、今からでしょうね」といような話も聞いております。ですから、令和2年度につきましては、当初の予算よりは落ちるんではないだろうかということ予想しております。

高松秀樹委員長 水道料金表がありますよね。下に書いてあって、口径が書いてあるんですが、一般家庭っていうのは、どの辺までが一般家庭で、それ以降はどのいところになるんです。

伊藤水道局次長兼業務課長 一般家庭といいますのが13ミリメートルと20ミリメートル、この二つを大体一般家庭としてみなしております。それ以上のものにつきましては、大口径ということで一般企業、それから商

業施設とかに当たるといふふうに考えております。

高松秀樹委員長 昨日、市長宛てに議長名で要望書を出しました。上下水道の基本料金の免除というのを出してしておりますが、それはもう水道局に話を行っているんですか。

今本水道事業管理者 要望書につきましては、確認はいたしております。来ております。

高松秀樹委員長 それを踏まえて、委員から質問があれば。

藤岡修美委員 下水道課のヒアリングで、下水道使用料の減免、大阪、尼崎市、これ下水道の普及率が100%ということで、それを含めて9件だったかな、何かそういった報告があったんですけれども。水道料金でそういったものを把握されていたら、全国的な流れを。

今本水道事業管理者 先ほど伊藤のほうで猶予について9件ほどということで、昨日の下水の話の中で猶予9件ほどありましたというのがあったと思うんですけども、それは水道料金、下水道料金の猶予の申請というか相談があったのが9件だということでございます。全国的な動きでございませうけども、まず、これは水道新聞という水道の関係の新聞があるんですが、そちらのほうの情報で得たものですけども、熱海市なんかは4月分を全額免除。これについては一般会計からの補てんがございませう。それから根室市については宿泊施設、飲食店を対象に、4月、5月分を全額免除。これも一般会計からの繰入れがあるということでございませう。それから、愛知県刈谷市は4か月分の基本使用料を全額免除。一般会計から繰入れと。それから宮崎市につきましては、4か月分の基本料金の7割減。これは当年度の水道関係の黒字額の範囲内で実施をするという記事が出ておりました。ほかにもあろうかと思ひますけども、水道新聞で私のほうがつかんでる状況は、私は以上でございませう。



山田伸幸副委員長 この水道で具体的に業者の方が打撃を受けられるのは、やはり、水をたくさん使われるところだと思うんですね。料飲業者さんは、料理等にも使われますし、後の食器の洗浄とか、あるいは店内の洗浄なんかにも相当使われると思います。そういった意味で今、休業までして感染防止に努められた皆さんに対して、やはり、何らかの手だてが必要ではないかなと思うんですけど、先ほどの説明でいうと、何かえらい難しいんだなっていうふうにしか捉えられないんですが、今、局長のほうで紹介があったように一般会計からの繰入れも活用して、そういった支援をするということだったんですが、水道局独自には、こういう減免、あるいは猶予ということの財源を捻出するというのは難しいという判断なんでしょうか。

今本水道事業管理者 はい、そのとおりでございます。先ほどの説明をしましたが、それにちょっと付け加えてもう一度説明をさせていただきたいと思いますが、水道料金の減免につきまして結論から言いますと、原則、水道料金を使って経済的施策や福祉施策は行うべきではないというふうな考えを持っているのが水道局でございます。この行政と経営の分離という考え方は、地方公営企業法の制定趣旨にも沿ったものだと思います。また仮に減免を行うとなれば、一部の人でなく全員が適当ではないかというふうに考えているところでございます。御存じのように、公営企業会計は独立採算であり、市民皆様からお預かりしております水道料金は、水道水の安定供給のため施設維持管理に使われておりまして、最低限の料金を頂いております。一部の申請者に対して減免を行えば、その減免分は他の利用者が負担することになります。この度のコロナウイルスについては、多くの市民の皆様が経済的、精神的苦痛をお受けのことと思いますので、減免を実施するのであれば、料金負担に応じて等しく実施すべきではないかと考えております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、公営企業会計であることの意味や現在ぎりぎりでの事業を行っている財政状況では、水道局単体での実施は難しいと考えておるところでござ

ございます。以上です。

高松秀樹委員長 つまり、単体でなければ可能性があるという話を今されたわけですね。つまり、一般会計から繰り出す手法というのがあるという話をされたというふうに理解しました。

山田伸幸副委員長 もう1点、先日、社会福祉協議会からの聞き取りの中で、お風呂を今休止されてるんですね。私も市民から聞いておりますが、今そのお風呂が休止になって、これまでなら社協の風呂を使っていた皆さんが、私の聞いた範囲では、今までだったら、たく必要のなかったお風呂を1週間に1回はたいて入るといふような話を聞いております。そういった意味でも、特に困窮しているような家庭ではこの水道料金を少しでも抑えるためのいろいろな工夫もされているわけです。確かに国からの給付金というのもありますけれど、やはり本市としても、そういった特殊な事情を持っておられる方もいらっしゃる。また、料飲関係とか衛生関係の皆さんは苦慮されてるわけですから、やっぱり何らかの手だてが必要ではないかなというふうに考えるわけです。水道局にはなかなかそういう声が届いていないかもしれませんが、先日から聞き取りで、やはり、対前年比でいうと相当の落ち込みをしておられる業者が多数いらっしゃいますので、これを放置すると、この山陽小野田市の火が消えてしまうというふうに私は思います。これは水道局単独では難しい難しいというふうに言われておりますので、他市で実例があるのであれば市の財政からも、是非そういう支援も仰ぎながらやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

古川副市長 今先ほど水道事業管理者が申しましたように、水道事業は公営企業法という法律の中で独立採算制、料金を持って経営を維持していくというのが大前提でございます。先ほど管理者も申しましたように、福祉政策、また、いろんな政策を、この料金のほうに持ち込むというのは、この法律の趣旨からは少し離れているだろうというふうには考えま

す。先ほど管理者のほうの説明しました他県の状況、他市の状況においては、やはり政策的な考えの中で一般会計のほうで補填したというような形だろうと思います。今、県下の13市の水道事業におきましても、まだ、このような減免とか、そういうような政策を打ち出している市は、私が調べたところでは、今はない状況でございます。そうした中で、やはり市民の声というのもございますので、これは水道局だけの考えではどうにも、どうにもっていか、なかなか判断も難しいところもございます。また、先日頂いた提言書の中にもございますので、これはまた、やはり隣の市と今後、今、広域の関係もございますので、その辺の状況も鑑みる中、また、若干他市の状況も勘案する中で多面的、多角的にちよっと検討する必要があるかというふうには考えます。

高松秀樹委員長 今、副市長のほうから検討する必要があるかと。考えますということは検討されると思うんですが、今、水道局の資料によると、電算システムの改修が必要であって、基本料金を変えるためには、SEの対応に約1か月を要することになるというふうに書いてあります。つまり、決定してもすぐ反映できるタイミングが来ないというふうにもありますので、そういうことは、今水道局単体では、なかなか難しいという考えをおっしゃいましたので、対策本部のほうで、そこも含めて是非考えていただくことが、我々も要望書を出しましたので、一番いいのではないかなというふうに思っております。

水津治委員 この感染拡大を防止するために手洗いの励行というのが、この中にも入っておりますし、全国民に手洗いの励行っていうのは、徹底されて今、言われている中で、そういった中で、水道料金の減免っていうのは、市民にとって福祉の面ですごく大事でもあるというふうに私は思っております。そういった中で、難しいと思うんですが、国が手洗いの励行を投げ掛けている。そういった中での検討っちゃうのは必要と思うんで、是非前向きに考えていただきたいというふうに思います。

長谷川知司委員 3ページの下に書いてありますように、宇部市との広域化においても影を落とすことになるのではと懸念しております。逆がないようにしっかり連携をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

今本水道事業管理者 このコロナ対策について、水道事業としてどういう対応していくのかというのは、先ほど申し上げましたように、宇部の管理者ともよく連絡を取り合いながら話して、知らなかったということがないようにしていきたいという、こちらも情報提供するし、宇部市からも情報をいただきたいということでの取組を進めていきたいというふうに考えております。

松尾数則委員 水道料金、値上げの件がこういう流れになってしまったんで、確かに苦しいのはもう十分承知しての話なんですけれど。ただ、市民も本当に困っているのは事実です。9件ほど支払猶予の件もあった。この電算システムについても、SEで1か月も掛かる。基本料金だけをなくすっていうなら1か月も掛からないような気もしないでもないんですけど。副市長も言われましたけど、もうこれはもう既に、水道だけの問題ではないんです。工水も含めて、基本的に市民のために努力するという方向でいかがかなと思ってるんですが。

古川副市長 工水とか上水とかはちょっと別だろうと思うんですけど、今、御指摘、提言を頂いていることにつきましては、隣の市との関係もございまして、いろいろ手法を検討する必要があるかというふうには考えます。

吉永美子委員 今現実に行っている猶予、この支払期日の猶予っていうのはいつまでっていうことを具体的にどのように考えておられるのでしょうか。

伊藤水道局次長兼業務課長 当市におきましては水道料金支払、最終的になか

なかこうした支払が難しい方の対応として6か月、猶予期間というものをもともと設けております。それも実際には、6か月たったからもうすぐに止めますというような政策は取っておりません。その方たちとの一応協議、例えば分割ができるとかいろんな話合いをした中で、最終的にどうしましょうっていうのを決めるような方策を取っております。実際のところ市の福祉と協定も結んでおりまして、情報交換とかをしながら、その人の実際の生活状況とかも鑑みながらやるようにしております。今回のコロナウイルスの関係につきましても、一応いろんな情報を得ながら、最終的にどのようにするか。まず6か月は通常の期間ということで対応はできると思います。ただ、その後の対応につきましても、話合いというような形にはなろうかと思いますが、ただ、今、先ほどちょっと9件っていうふうに言いましたが、その方々との話合いの中で出てるのが、一応今、社会福祉協議会のほうに申請をしてるんでとかいうようなお話もいただいておりますし、また、政府のほうから10万円とかいうようなお話ということがありますので、そういうのがあれば早急に支払いをしたいとかいうようなお話も頂いております。ですから、そういうような話合いの中で最終的に決めるような形を現在は取っております。

高松秀樹委員長 よろしいですか。よろしければ、ここで職員入れ替えのため暫時休憩いたします。2時30分より再開いたします。それでは休憩します。

---

午後2時20分 休憩

---

---

午後2時30分 再開

---

高松秀樹委員長 それでは、委員会を再開いたします。これからは、教育委員会に来ていただいております。教育委員会については、課ごとに行きたいと思っております。全部やると、あとごっちゃになるんで、まず教育総務課から説明をお願いします。新しく着任された方のみ自己紹介をお願いしたい

んですが。

岡原教育部長 失礼します。4月1日付けで教育部長を拝命いたしました岡原一恵と申します。どうぞよろしく願いいたします。

船林社会教育課長 4月1日付けで社会教育課長を拝命いたしました船林です。どうぞよろしく願いします。

小野学校教育課主幹 この度4月1日に学校教育課主幹を拝命しました小野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

高松秀樹委員長 よろしいですか。以上ですね。それでは、教育総務課からの説明をお願いします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 まず、資料の一番上を御覧いただきたいと思えます。行事の中止です。例年9月に小野田サンパークで行っておいりました「かがく博覧会」につきましては、準備をもうこの5月、6月から例年行っておりますけれども、そのため早目の中止決定が必要であるということから、中止という決定をさせていただいております。次に、学校施設の開放につきましては、体育館、屋外運動場の貸出しの中止、3月2日から行っております。また消毒用品の配布につきましてはアルコール消毒液、微酸性電解水を全校に配布、マスクにつきましては、備蓄のない学校につきまして必要数を配布しております。教育総務課は以上です。よろしく願いいたします。

高松秀樹委員長 1回そこで区切ります。今説明のあったところ及び教育総務課全般について質問がある方はお願いいたします。

長谷川知司委員 屋外運動場の貸出しの中止っていうのがありますが、ふだん子供たちがここに来て運動する、少人数で遊ぶっていうことはどうなん

ですか。

長谷川教育長 現在、屋外運動場の使用に当たりましては、例えばスポ少の利用であるとか、届出をして行っている活動については御遠慮いただいております。しかし、児童クラブの子供たちが息抜きを行う時間といったときには利用してもいいですよ。それから近所の子供たちが日頃の遊びの中で使うものについては、遊ばせるようにということで利用させていただいております。

藤岡修美委員 3番の消毒用紙の配布で、アルコール消毒液、マスク等々ってというのは、これは教員対象なんですか。子供が通学しだしたら、また子供も考えるということで理解していいですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 アルコール消毒液につきましては、学校全体で使っていただくものですので、これは教員、子供が対象になろうと思います。これは給食とかで、台を拭いたりで使っていただいております。それとマスクにつきましては、基本的には子供が対象ということで配布をさせていただいております。

伊場勇委員 子供に対してのマスクの必要数というのは、どういうふうに把握して配布しているのでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 学校によって日頃から備蓄している学校というのがありますので、全ての学校で今在庫が同じではございません。ということで、学校が大きな行事、入学式とか、そういうときに必要であると判断した場合は、教育総務課に申し出ていただいて、必要な数ほどお渡しをしているというところです。

伊場勇委員 申出で渡してるということなんですけど、今、手作りでマスクされてる方もいると思うんですけど、手作りじゃなくて欲しい人にはもう、

欲しい人っていうか、ない人にはもう渡しているという状況ですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 基本的には家庭で用意していただいて持って来ていただくというのが基本ではありますがけれども、それでも用意できない家庭の児童に配布しておる状況です。

伊場勇委員 今、学校ごとに違うと思うんですけど、生徒の数も違いますし、ただ、どれぐらい多いところで渡しているのかとかそういうのは大体、全部じゃなくていいですけど、多いとか少ないところ少し教えてもらえますか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 当初、学校給食センターの備蓄しているマスク、これを1,500ほど学校用に譲り受けまして、それを配布しておりますが、現在1,000ほど配布しております。学校別に申しますと、多いところで2箱。1箱が50枚入りで2箱お配りしているところもありますし、ほかのところは1箱50枚ぐらいを配布させていただいております。

藤岡修美委員 警備の関係は、シルバー人材センターの会員で管理されてると思うんですけど、学校警備も、体育館や屋外運動場等々の貸出しにも多分携わっておられると思いますんですけど、この会員の仕事っていうのは、引き続き続けておられるんですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 警備につきましては、シルバー人材センターに平日の夕方から10時まで、それと土曜日の朝8時半から10時までということでお願いしておるんですが、この度、貸出しがなくなったということで、警備については今お願いしていない状況です。これは貸出しがないということと、あとは、高齢者の方の外出によって感染を防ぐということも考えての措置です。



山田伸幸副委員長　これは学校施設に限ることだと思っんですが、学校からいろいろ営繕要望というのが、毎年何十件単位でそれぞれの学校からかなり上がってきてると思っんですが、今の学校施設が利用されていない間にできることが相当あるんじゃないかなというふうに思っんですが、実際はどのように対応されているでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長　はい、おっしゃられるとおり、今、子供がおりませんので、日中でも教室内の営繕ができる状況になっておりますので、できるところを今やっておる状況です。

山田伸幸副委員長　それは業者を入れてということでしょうか。それとも、教員がやるということでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長　営繕につきましては、教育総務課に環境整備班がございますので、この環境整備班が基本的には各学校を回って営繕しております。そして、大掛かりなものについては業者に入っただいやっていただいっておるところです。

吉永美子委員　先日、意見をお伺いしたときにPTAから、子供たちがいない時期に、要は、校舎等の何か整備することがあればこの時期にがつつりやってほしいということがあったんですが、現在としては必要であってやってるってようなことはございますか。前倒しをしてやってるとかそういうことはありませんよね。例えば、おっしゃったのが例の音楽室について、中学校は付けたけど小学校はまだってということがあったけど、3月にたしか入札も終わってて、小学校の。その現状はどうなんですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長　小学校の音楽室のエアコンの設置につきましては、業者が決定しまして、現在、工事日程等について調整を行っている段階です。

吉永美子委員 ということは、子供たちがいわゆる今登校できない、我慢している状態のときに、いわゆる授業の邪魔にならないからガガガッとやるっちゅうことは難しいですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 現在、まだ日程調整中の段階ですので、今すぐに工事に取り掛かるというのはちょっと難しい状況です。

吉永美子委員 となると、子供たちが学校に戻って来られて、いない土日とかで基本的にやるっていう流れに、通常どおりのやり方しかできないということなんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員長 ほかによろしいですか。よろしければ、社会教育課から説明をお願いします。

船林社会教育課長 社会教育課から御説明します。社会教育施設の現在の状況ですが、まず図書館から参ります。図書館は3月4日から5月24日まで臨時休館をしております。この間、図書の貸出しを一部行っておりませんでしたけれども、4月24日からはインターネットや電話等で予約を受け付けまして貸出しを行うようにしております。図書の受け取りについては、中央図書館に臨時窓口を設置し、密の状態にならないように気を付けて時間帯を分けて対応しております。また、貸し出す前には、本を消毒してからお渡しするなど、十分な感染防止対策を行うようにしております。次に（2）番、歴史民俗資料館ですが、同じく3月4日から5月24日まで休館をしております。今年度の事業で言いますと、今のところ10分で分かる山陽小野田市の歴史展、それから企画展の山陽小野田市のスポーツ史、関連の講演会も中止を決定しております。歴史民俗資料館に来ていただくということがなかなか難しい中ですが、現在、進めておりますのが常設展示のほうをビデオに収めて、インターネットを利用してユーチューブ等でアップして、資料館のPRを図ろうという

計画をしております。そのほか、この休館の時間を利用して、民俗資料の大掛かりな整理、整頓等を行ったり、現在収蔵している古文書などの調査研究を進めたりしております。次に（3）番、公民館、津布田会館、青年の家ですが、屋内利用施設については3月4日から5月24日まで利用を中止しております。青年の家の屋外スポーツ施設については、4月15日から利用を中止しておりましたが、この度5月11日から条件付きで利用を再開いたします。また、公民館主催講座と公民館クラブについては、8月末まで中止をしております。公民館については、利用中止が決定した場合には利用取消しの手続や還付手続が必要となりますので、そういった手続を行ったり、利用者への連絡などを速やかに行うようにしております。また、この時間を利用して通常ではなかなかできないような大掛かりな清掃や環境整備、また、歴史民俗資料館の収蔵品の移動整理であったり、埴生小中学校の引っ越し作業、小野田公民館の移転作業なども行ったりしております。また、地元自治会に対しましては、この間、総会が多くありましたが、総会の資料の作成支援なども行っております。次に、きらら交流館ですが、こちらは指定管理を導入しております施設ですが、同じく3月4日から5月24日まで休館しております。現在、企業向けのデリバリー弁当というのを4月13日から始められまして、市役所の共済会でも取扱いを今開始しております。また、現在休館中の施設については、同じく清掃作業や環境整備を鋭意行っておりるところです。施設の修繕につきましても、できる限りこの時間を使って進めているところです。次に、大きな2番ですが、これは施設の今後の利用開始に向けてですが、施設の利用が再開したとしても、無条件で利用できる状況になるとはちょっと考えにくいと思っております。利用に際して何らかの制限、条件等が必要になると考えております。施設利用再開の際には、国の基準等を参考にしながら、徹底した感染防止対策を取っていただいた上での利用ということになると考えておりますが、現在、その基準等について検討を進めているところです。社会教育課からは以上です。

高松秀樹委員長 社会教育課の説明がありました。説明に対して、また全般的に対して質問があればお願いします。

松尾数則委員 図書館についてなんですが、5月7日から本を借りれると思って楽しみに待っていたんですけど、なかなかそういうふうに行かなくて、インターネット等による予約貸出しをという話ですが、これが余りきめ細やかでない。冊子を見てね、やっぱりインターネットで借りるってなかなか難しい。ところで、いろんなところで、図書館、開館します、既に。どこやったかな。例えば、鳥取県がそうですね。鳥取は少ないからそうかもしれませんけれど、図書館が何でこういった状況なのか。例えば、市の窓口業務とそんなに違わないんじゃないかなって気がしてるもんですから。その辺のところ、今、②のほうで利用開始に向けた対応を検討されてるみたいですが、その辺の中に図書館というのは入らないもんかどうかちょっとお聞きしたいなと思いました。

船林社会教育課長 図書館につきましては、現在、中央図書館のみで利用貸出しをしておりますが、そうしている理由といたしますのが、図書をきちんと消毒した状態でお渡ししたいというのがまず大きな理由としてございます。ですので、そういった条件等、いろいろな調整等を図ることが必要であったために、中央図書館の窓口で手渡しで時間等を区切ってってということにしておりまして、なかなか、いろんな方が図書館の中に入ってきて、自由になっていうことは、現在ではちょっと難しいというふうに考えておりますので、5月24日まではちょっとそういった状況にさせていただければというふうに思っております。

松尾数則委員 手渡しでお渡しになっているって話、それはどういう状況なんですか。

高松秀樹委員長 どういう状況なんですかということであります。

船林社会教育課長 中央図書館の風除室といいまして2枚のガラス扉がござい  
ますが、一つ中に入ったところに手渡し窓口を設けておりまして、そこ  
で、予約を受け付けた本を用意しておいて、予約の時間があるんですけ  
れども、その時間に来られたお客さんにお渡しするということになってお  
ります。

松尾数則委員 何となく分かった。ただ、自分はもう行ったときに、その本が  
どういう本かっていうのは、基本的には理解っていうか読めんいね。

船林社会教育課長 基本的には、本の予約についてはもうどなたの著者が書か  
れたどの本っていう特定をしていただいて、予約していただくことにな  
っております。

宮本政志委員 公民館の講座、クラブ活動は8月末まで中止って、何か理由が  
あるんですか、8月末っていうのは。

船林社会教育課長 8月末といいますのは、市の主催イベント、原則8月末ま  
で中止しているというところもございしますが、徹底した感染防止対策が  
なかなか難しいという中で、公民館の主催講座も8月末まで中止しまし  
たし、公民館クラブについても同様というふうに考えております。

宮本政志委員 次のページに利用開始に向けた対応・検討についてと書いてあ  
ったんで、もし8月末、今この流れで行って子供たちの夏休みがもし短  
縮になって、本来の夏休みに学校の通学ってなったときに、こういった  
公民館の関係性っていうのはちょっとまだ大きくなると思ったんで。そ  
の辺りは検討されるのかなと。いや、それでも8月末までは、先ほどの  
理由でもう中止なんですってどうなのかなと思ってお聞きしたんです。

船林社会教育課長 この先の状況についてはなかなか読めないところがござい  
ますので、何とも申し上げにくいところですが、例えば状況が劇的に改

善すとかあれば、早くなるという可能性はあるのかもしれないとは思っております。

山田伸幸副委員長 先ほどの図書館のことへ戻りますが、実際に運用をされてきてどの程度の利用があるのでしょうか。

船林社会教育課長 今手元に持っておりますのは、貸出しが始まりました4月24日から5月2日までのものでございますが、利用人数が356人、貸出冊数は1,397冊です。

山田伸幸副委員長 1日当たり多いとき、どの程度来られましたか。

船林社会教育課長 来館人数で言いますと、ゴールデンウィーク期間中の5月2日が77人で最も多い数字になっております。

長谷川知司委員 公民館のところの一番下、地元自治会の総会資料作成支援、具体的にはどういうことをされたんですか。

船林社会教育課長 公民館の事務所の構造によっても多少違うんですけども、狭いお部屋ですと、中に入って、利用者の方が印刷をされるということがなかなかちょっと密状態になって難しいということがありましたので、そういった場合には、職員が資料というか原稿を受け取って印刷して、ロビーでお渡しする、又は製本のお手伝いをするということをしております。

吉永美子委員 すいません。ちなみに5月2日って祝日になりますか。土曜日でしたか。歴史民俗資料館の民俗資料の整理・手伝いってというのはどなたが行っておられるんですか。

船林社会教育課長 公民館の館長あるいは主事さんに動員をお願いいたしますし

て、全員ではございませんが、何日か行っております。例えば3月18日には二つの公民館の館長が行っております。3月24日金曜日も3人の館長が行っております。というような感じで、全員というわけではないんですけども、行ける公民館長に集まってもらってということにしております。

吉永美子委員 だから、そうなってくると、青年の家も5月24日まで利用中止でしょう。2階ですか、あそこに昔からの貴重な資料がもう置いてあるだけということで、やっぱりこういったものが日の目を見るように、日頃できないことを整理していただきたいと思うんですが、いかがですか。

船林社会教育課長 おっしゃるとおりでして、青年の家につきましては、青年の家の2階の民俗資料をこの度かなり整理いたしまして、この時間を使わせていただいてですけれども、今青年の家の2階に、今後、日の目を見るだろうといえますか、ごめんなさい、価値の高いといえますか、そういったものを移動しまして、逆にちょっともうたくさんあって、将来的には処分の対象になりそうというようなものはちょっと別のところに移動してというような作業をこの間ですしております。

吉永美子委員 そうすると、再開した際には、展示をちゃんとされて、市民に向けて昔の貴重な資料がありますよってということで広報していつて来てもらうという流れにするということですね。これまでのように置いておいて、日の目を見ないような形にはしないということでしょうか。

船林社会教育課長 今、そこまでの計画が具体的にあるわけではございませんが、このままの状態ではやっぱりよろしくないという危機感はみんな同じように持っておりますので、この時間を有効に活用させていただいて整理を進めているというところがございます。

山田伸幸副委員長 図書館のことに戻って申し訳ありませんが、図書館には相当数非正規の方が勤務しておられますが、皆さんこれまでと変わらず出勤して勤務に当たられたんでしょうか。

船林社会教育課長 今年度は、会計年度任用職員になっておりますが、図書館については、ちょっと館長にも聞きましたが、かなりたくさんの、こういった時間を使わせていただけるのであればかなりたくさんのやることがあるということで、今、皆さん出て勤務されております。

山田伸幸副委員長 それと先ほど若干説明がありましたが、意味がよく分からなかったので分かりやすく説明していただきたいんですが、主催講座を中止するのは分かったんですが、公民館クラブの活動を8月まで中止というのはどういう理由なんでしょうか。貸出しされたら、もう公民館クラブも咳エチケット等を遵守していけば利用できるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

船林社会教育課長 公民館クラブに関しましては、通常の貸し館とはちょっと位置づけが違っておまして、これは教育委員会の主催という位置づけになります。施設を利用してスポーツ等、文化等されるだけではなくて、そういった活動を通して市や地元に還元するというのがうたわれておりますので、そういった活動まで含めて考えますと、8月までの利用に関しては、ちょっと難しいというか、3密にならない状態を守るであったり、感染の防止対策っていうところから考えても、ちょっと難しいという判断です。

山田伸幸副委員長 ということは、一般の貸し館の一部としてクラブに参加しておられた皆さんが活動を行うことはできるということでしょうか。貸し館として料金を払って使うということはできるんでしょうか。

船林社会教育課長 なかなか難しいところですが、貸し館に関しても、基本的



には感染防止ということがまず第一、命を守るということが第一になろうと思いますので、危険性の排除ができないというふうな判断がされるのであれば、同様な扱いになろうかというふうに思います。ここまでやれば大丈夫ということであれば、またそれはそのときの判断になることも考えられると思います。要するに、危険性の排除ができるという確実な判断ができるのであればよろしいんですが、なかなか、そういった状況には今のところの状態から考えると難しいのではないかと考えております。

松尾数則委員 公民館クラブの件なんですけど、2のほうで、利用開始に向けた条件の検討をされると。この中に公民館クラブも是非とも入れてもらいたいなと思って。というのが、クラブ活動の中についていろんなレンタルとかリースとかを払ってクラブ活動してるやつもあるんですよ。それも踏まえて、このところずっと小さな会費で負担がだんだん重なってきているところもあるもんですから、その辺のところ、しっかりした活動といいますかね、そういった3密を防ぐような活動するということで、できれば利用開始に向けた条件の中にそういった内容のものを入れてもらいたいなと思ってのんですが。意見を頂きたいと思います。

船林社会教育課長 公民館クラブであっても貸し館であっても、2番の徹底した感染防止対策等は必ず必要になると思っておりますし、公民館クラブについては、それプラス市の主催であるというところが大きなところではございますので、そういった危険性の排除というところが見込まれるような状態になれば、お貸しができることになろうかと思っております。

長谷川知司委員 きらら交流館です。昨日もお話ししたんですが、指定管理料、これについては収入減、逆に光熱水費も減、清掃等についても大幅な変更等が出ると思います。これについて、社会教育課だけでなく市全体での統一した考え方の中で、矛盾がないようにしてやっていただきたい

ということを一言お願いしておきます。

高松秀樹委員長 今のところの考え方があれば。利用料金制ですよね、ここは。

船林社会教育課長 指定管理料の件につきましては、社会教育課ではなくて企画課のほうで全体を取りまとめております。基本的な考え方としては、前年同月に比べてどれほどの収入減があったかということに基づき補償額を算出するというふうには聞いております。

高松秀樹委員長 とは言っても、対策本部でもこういう協議をされてるんですか、されてないんですか、今のところ。指定管理料について。

川地総務部長 対策本部会議の中ではしておりませんが、もう3月の時点で指定管理料の問題が出ておりますので、企画課が中心となって今調査して一定の基準を示しているところです。

高松秀樹委員長 そのほか、いいですか。よければ次に行きますよ。それでは学校教育課、説明をお願いします。

下瀬学校教育課長 学校教育課から1番の年度初めの取組についてから説明させていただきます。4月8日、この日は学校の始業式、入学式でしたが、3密を避けて実施しております。それから、この8、9、10の3日間で、学校においては各家庭への連絡体制を構築、つまりメールで緊急メール等が配信できるようにする、あるいは電話の連絡先を確実に捉えるというようなことを行っております。それから、年度当初の指導の中で、コロナウイルス感染症対策について児童生徒へきめ細かな指導をすること。つまり、手洗い、うがい、マスクの着用、そしてアルコール消毒等のコロナ感染症を防ぐ取組の徹底。そして、授業をやりますので、学校はどうしても密集する場所ではありますが、できるだけ密接・密集を避けた授業を工夫していくように、ここで実施しております。それか

ら、文部科学省を始め、国、県からたくさんのお知らせが出てきて、そして対応のQ&A、それから好事例の紹介等もありますので、これを学校教職員のほうに紹介しまして、そして対策を講じていくということにして、この15日まではしております。それから2番ですが、児童の居場所づくりについてです。これは、急に4月16日から臨時休校が再び生じたということになりまして、16、17日については、児童クラブの受入れが難しいということがありまして、急遽、学校のほうで、16、17日については、8時から13時までの児童の居場所づくりということで行いました。その後、やはりその後についても、午前中の受入れについては難しいということがありましたので、児童クラブ申込みの児童については、午前中8時から13時で受入れをしております。児童の居場所作りとして実施しております。これについては各教室、図書館、運動場を活用しまして、密集を防ぎながら学校の教員による支援、特別支援教育支援員の支援、食育支援員などの応援を頂いております。それから児童クラブ以外に、各家庭の状況を考慮してどうしても見ることは難しいという家庭もございますので、居場所づくりを行っております。続きまして3番です。児童生徒の心身の健康状態の把握についてですが、臨時休業中は、学校はそれぞれの家庭に家庭訪問や電話連絡等で健康状態の把握、それから不安や悩みへの傾聴、気分転換の勧め、家庭できる運動の紹介等を随時行っております。不安や悩みの大きい児童生徒に対しましては、心の支援室の相談活動、それからヤングテレフォンでの相談活動を実施しております。各学校にも4月の20日時点で、こういう相談機関がありますということを通知しております。それから、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーによる支援を要する家庭への援助を行っております。これは心身の不調を訴える児童生徒のカウンセリング、リスクの高い家庭へスクールソーシャルワーカー等が家庭支援に入ったり、場合によっては少年安全サポーターによる支援、それから校外補導や個別の支援をしている状況です。学校におけるコロナウイルス感染症対応ガイドライン、これは予防とか学校で感染者が出た場合を含めてのことなんです、ガイドライン、対応計画の作成

をしております。もう一つ、総務部からお話がありましたが、FMラジオでサンサンきららがあります。そこに学校の先生に出演してもらって、子供たちに元気を送ってくれないかという依頼がありましたので、これに答えて今1校終わっております。続きまして児童生徒の学習支援についてなのですが、定期的に家庭訪問や電話連絡をしまして、課題の回収、そして新しい課題の提供をしております。5月に入りまして学習の計画づくりをしっかりと支援していこうということ、それからプリント類も自分で見て分かるようなものへってということで工夫をお願いしています。それから、回収したときに、いわゆるいろんな朱書きっていいですか赤ペンでいろいろ励ましの言葉を書いたり、そして同時に渡すときに健康状態の把握ということを行っております。また、学習支援サイト、いろんなサイトがありますが、これの紹介、それから学校ホームページへの掲載のお願いをしております。3番目なのですが、今、ユーチューブを活用した動画配信を計画しております。各学校の教員が一つの学校でチームを作って、そして授業動画を作って全市内の小中学生に配信しようと計画しております。ソーシャルメディアポリシーの策定が終わり、アカウント、運用申請書の作成が終わって、今から申請しようとしています。そのほか5番目ですが、今後の学校再開に向けた授業、あるいは教育課程の計画づくりということで、2回も延長で休業期間が延びましたので、初めに計画づくりでいろいろ立てていたことが1回、全部御破算になり、もう一遍立て始めたところ、また延長ということになりましたので、それぞれもう一度、本当に年間の行事計画、教育課程がどうなるかっていうことを話しながら、校長会と一緒に進めている状況です。夏休みの短縮も少しあろうかと思えます。それについても、まだ現段階では校長会と協議しながら進めているということです。以上でございます。

高松秀樹委員長　それでは委員から質問を求めます。

長谷川知司委員　3番の児童生徒のところの(3)、要するにスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー等の活用はいいんですが、福祉

サイドとの連携というのはどうなってますか。例えば、子育て支援課の中には家庭児童相談室というのもあると思います。そういうところとの連携はどのようにされてますか。

下瀬学校教育課長 ケースによって、先に把握するのが子育て支援課の家庭児童相談員っていう場合もございます。常に連携を取りながら家庭児童相談員、あるいは場合によっては警察署、それからスクールソーシャルワーカーと一緒に進めているのが現状です。

吉永美子委員 1番のところ、各家庭への連絡体制の構築っていうことで、これはメール登録のお願い、また連絡先の連絡の確認ということなんです。これは全小中学校全ての子供たち、家庭との連絡っていうのは、構築ができておりますか。全てです。

下瀬学校教育課長 はい、全家庭でできております。メールの登録が100%でない学校もあります。100%の学校も結構ありますけど、その家庭に対しては、家庭へ電話で確実に届けるということで現在行っております。

吉永美子委員 先日、PTAの連合会と意見交換した中で、文書で頂いた中に、個人的なあれもあるでしょうけれども、要介護の親のショートステイ、デイサービスが受けられないので、親が普段より家を留守気味になるとか、共働きなので子供だけの在宅であるとか、そういったことのお話があるわけですが、子供たちが、要は6年生までは全員ではないけど児童クラブに、学校によって3年生までというところもありますけども、子供たちだけで家に在宅してて親がいない、留守気味であるっていうような実態っていうのはどの辺までつかんでおられるんでしょうか。

下瀬学校教育課長 これは家庭訪問、あるいは電話連絡によってそういう相談も、随時、学校が受けておりますので、気になる家庭、特に配慮しない

といけない家庭には多めに家庭訪問してくださいということで、教員も気を利かせて家庭訪問を行っている状態であります。

吉永美子委員 教育委員会に対して、今の学校に行けない子供たちの状況で、保護者から御相談っていうのはどの程度入っているんでしょうか。

下瀬学校教育課長 教育委員会にもいろんな相談が入ります。特に4月16日から児童の居場所づくりを始めてからそこは少ないですが、こういう場合はどうしようかっていうことを、学校も窓口で確実に開いてそういう相談には応じておりますが、教育委員会にもそういう相談についてはあります。特に、4月初めの4月8日を迎えるに当たっては、登校させるのがすごく不安だっていう御意見をたくさん賜りました。

吉永美子委員 現在も御相談っていうのは教育委員会に入ってきてる状況ですか。

下瀬学校教育課長 そのとおりでございます。

吉永美子委員 それに対して、教育委員会はどのように学校に戻すのかその相談をどうするのか。どのように対応しておられるんでしょうか。

下瀬学校教育課長 やはり一番近いのは学校の教員だと思います。そのため、学校のほうに戻して学校の教員が対応できるものであればそうしますし、委員会全体として動かなきゃいけないものについては、先ほど申しましたように、心の支援室、ヤングテレフォン、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーを家庭へ派遣するというようなことを行っております。以上です。

山田伸幸副委員長 以前から心の支援室の活躍というのが非常に多くて、大変な思いで頑張ってこられたと思うんですね。本市だけではないんかもし

れませんけれども、もともと不登校になった子供たちもたくさんいて、これをきっかけに登校が非常に難しくなるんじゃないかという心配をしております。現在、心の支援室は夜間も、以前ですね、夜間も訪問などをして対応に当たってこられたと思うんですが、現在の活動状況、心の支援室の、どんなような状況なってるんでしょうか。

下瀬学校教育課長 心の支援室については、現在の状況ということですので、もともと3年生は卒業しましたが、中学校の1、2年生は進学して2年、3年となり、そして配慮をしないといけない、あるいはずっと心の支援室に通っていた児童生徒もおります。その中で、やはり家庭と電話連絡を取りまして、どうしても不安だというような子供については、個別の対応を現在も行っております。現在5名ほど個別対応をずっと継続している状況です。電話相談も受け付けておりますし、どうしても不安があるという子供、その5名に対しては、特別に個別の対応をしている状況です。

山田伸幸副委員長 では、ヤングテレフォンの相談活動というのがあるんですが、以前に比べて件数は増えたのかどうなのか。もしその辺のデータが分かっていたら教えてください。

船林社会教育課長 ヤングテレフォンについては、社会教育課の管轄になります。申し訳ないんですが、以前のデータは今持つてはいけないんですけれども、この4月以降の相談件数は2件というか、お2人から何回か電話があるということですが、お2人から相談を受けていたということなんです。

宮本政志委員 児童生徒への学習支援で、定期的な家庭訪問って大体どれくらいですか。毎日じゃないんでしょうね、定期的なら。

下瀬学校教育課長 およそ1週間に1回です。人数が多いか少ないかで多少変

わかりますけど、およそ。はい、生徒の人数に。

宮本政志委員 そうすると、では市内全部一緒っていうわけじゃないですね、生徒の数によってっていうのはね。実際は、提供と回収っていうのはどういう方法で。ポストか何かちょっと分かりませんが、入れて、そしてまた入れておいてもらって回収なのか、あるいは玄関をピンポンして直接なのか。何か統一されているんですか。

下瀬学校教育課長 統一はしておりません。学校側としては、できたら健康状態も見えるので、接近しないで、離れて会って、元気かなっていうような言葉を掛けながらやりたいという思いが結構多い。これが一番多い方法だと思いますが、中には、やはり接触をすごく不安がられる御家庭もあります。そういう家庭については、もうポストインで入れて、インターホン越しに生徒、あるいは保護者と話していくっていう形になっております。

宮本政志委員 今の渡し方については、先日市P連の代表の方は、子供さんが喜ぶと、顔が見れたらね。ちょっとまちまちなんで仕方ないのかなと思うんですけど、今市P連の方が、生徒数によってまちまちだって、こういうふうに聞けば分かるんですけど、そのときの御意見で、学校によってまちまちなんで差が出るんじゃないんかっていう保護者が不安を持ってらっしゃると。今の理由は、保護者は分かりませんからね。だから、生徒数が少ないところは頻繁に先生が行かれると。多いところは週に1回と。そうすると生徒数っていうことは分からないから、差が出るなという御意見を言われたんですよ。だから、もう少しその辺りっていうのは周知っていうかな、保護者のそういう不安を払拭するような、ちょっとこういうことやってもらいたいなっていう、ちょっとこれ要望です。

高松秀樹委員長 でも、小学校は学級担任制だから一緒じゃないんですか。数は違うんですか。生徒の多い少ないによってって宮本委員が言いました



けど、小学校って何か学級で担任がおって、その担任が今30人ぐらいを見られてると思うんですけど。なら、どこも人数は一緒かなと思ったんですけど、違うんですか。

下瀬学校教育課長 おっしゃるように、小学校は学級担任制です。ただ、その学級が35人の学級と、10人の学級と人数は大分変わります。

高松秀樹委員長 そういうことね。はい、分かりました。

吉永美子委員 ちょっとここで聞きたいことがあったんですけど、PTA連合会の方が多分言われてたと思うんですが、課題を持って来られると。提供して回収するということですけど、その答えは何か保護者がするっておっしゃってて、これってどうなんでしょうか。実態をお知らせください。

下瀬学校教育課長 例えば、小さい子供さんである小学校1年生や2年生と、やっぱり中学校の3年生では、回収したものの与え方もやっぱり変わってこようとは思いますが。自分で自学自習できる発達段階もあれば、なかなかそれが難しいというのもあると思います。その中で、やはりきめ細かなと先ほどちょっとお話しましたが、そういう対応を取れるように、こちらも学校のほうに声を届けようと思っています。以上です。

高松秀樹委員長 そのやり方って学校ごとで違うんですか。

下瀬学校教育課長 はい、異なることがあります。違うことがあると思います。

吉永美子委員 だから異なるということは、親に答えをチェックさせる学校もあるということですね。

下瀬学校教育課長 先ほど言いましたように、やはり中学校2年生や3年生で

あれば、自分の回答したのがどこが違っているかって自分で把握してやるってことはあると思うんですね。ですから、やっぱりどちらかという発達段階によるほうが大きいんじゃないかなと。小学生、中学生って発達段階によるほうが大きいんじゃないかなと思います。

吉永美子委員 読解力がなくてごめんなさい。だから、要は自分で分からないときってのはどうやってその答えが分かるんですか。答えがどっかに書いてあるんですか。

高松秀樹委員長 つまりね、どういう課題を出してるかっていう前提条件をまず言ってもらわないと。プリントみたいの出されているのか、それとも違うのかって。恐らく学校でばらばらじゃないかと思うんですけど、その辺の説明をお願いします。

下瀬学校教育課長 4月の初めのほうは、これまでの復習が多かったように思います、課題については。ただ、だんだん休業が長引けば、こちらのほうが特にお願いしているのは、学習の計画を立てて、新しく予習的にもできるような課題をお願いしますということで、そういうプリントを学校のほうが作成している。そして、今おっしゃられたようにマル、バツが付けられるというのは、どちらかという復習的な課題だろうと思います。だから、学校によってまちまちな部分はありますが、予習的な課題そして復習的な課題、両方とも含まれていると思います。

吉永美子委員 すると、だから、ものによっては親が正解をこうしてあげるっちゅうことには問題がないということでもよろしいんですか。

下瀬学校教育課長 はい、そこは御家庭の御協力を頂くっていうこともあってもいいと考えております。全てではありません。

山田伸幸副委員長 今、手元に、ある学校のプリントが渡されて、どういうス

スケジュールでこれが子供さんのところに行って、子供さんがこのプリントをやって、それを今度親が採点というかマルを付けて、それをまた学校に返していくというふうなことが分かるような資料が手元にあるんですけど、先日、私の近所でも同様なことが行われておりまして、物すごく負担だ。ただでさえ自分の仕事を昼間やって、子供のこともまた更に夜やると。今までやったことのないようなことをやらざるを得ん。親に対する負担が非常に大きいということを聞いたんですけれど、その点での相談とか苦情は教育委員会のほうに上がってきているんでしょうか。

下瀬学校教育課長 今回の御意見については教育委員会のほうには入ってきておりません。

藤岡修美委員 ユーチューブを活用した動画の配信の依頼で、もう5月1日にソーシャルメディアポリシーを策定されているようになってますけども、これ具体的にどのようなものですか。

下瀬学校教育課長 市の教育委員会がソーシャルメディアを利用するに当たって、どういうことに気を付けるかっていう、その気を付けることが書いてあるものです。それを市の様式にも倣いながら、市教委のほうで作っていったということです。

藤岡修美委員 具体的に例えば。

高松秀樹委員長 何個か読まれたらいいです。

下瀬学校教育課長 分かりました。例えば、コメントへの対応とか発信時間のこと、利用者から寄せられたコメントの削除とか、これはいつもソーシャルメディアサービスで使っている特定の個人・団体を中傷するものであってはならないとか、人種、思想、信条、差別又は差別を助長させるものについては、ブロック等を行うとか、そういうことが書いてありま

す。

藤岡修美委員 その次に、分野別公式アカウントの開設とありますが、具体的にどのような分野ですか。

小野学校教育課主幹 分野別というのは、市の全体的な、市の公式ホームページというか、公式なアカウントというのがあるんですけども、それを課ごとにアカウントを取っていくっていうのが、分野別の公式アカウントというふうに認識をしております。

長谷川知司委員 学校給食がなくなって、お昼の食事が満足に取れない児童生徒ってというのは、把握していらっしゃいますか。

下瀬学校教育課長 これについては、学校に具体的な相談は何件か寄せられたってことは聞いていますが、全体で何人とか、どの学校に何人ずついるってことは把握しておりません。

長谷川知司委員 よそには子供食堂というのがありますし、山陽小野田市内にあるかどうか分かりません。そうした中、今後、学校給食を臨時登校する子供たちに出すということは考えられないのかどうか。それも臨時登校したときは半分ずつ、3分の1ずつの登校になると思いますので、そのときに給食を出すということにすれば子供たちも喜ぶし、いいんじゃないかなと思いますが、この考えはどんなものでしょう。

下瀬学校教育課長 臨時登校のときに給食の提供という御意見を承りました。これについては、検討はしていきたいとは思いますが、なかなか給食を食べるってということで、臨時休業期間は、児童生徒の感染を防ぐという意味で臨時休校ということにしているわけでありまして、登校させたときに給食を提供すると、それだけ、どちらかというところと密集、あるいは感染リスクは高まるってことは考えなきゃいけないものだと思ってま

す。その上でいろんな条件も考えながら、なかなか実際は難しいかなと現在のところ思っています。

長谷川知司委員 実際難しいし今急に言ってすぐできるとは思いませんが、そういう材料とか光熱水費については市が提供するというのも一つの市の態度だと思えますし、検討する余地はあるかなと思います。実際、宇部では「みんなや食堂」という結構大規模な子供食堂がありまして、ここは弁当を持たせて帰るとかいう様々な工夫をされてます。そういう民間がされているのに、行政が何もできないのかなというのがちょっと悔しいかなと思いますし、学校給食そのものが今休んでますからね、そういうような活用ということも一緒になって検討はしていただいていた方がいいかなと思います。できる、できないというのは、皆さんの判断で考えるべきだと思います。

吉永美子委員 市長宛てではございますが、議会から昨日、緊急要望書を出していて、それは御存じですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それが4番目と5番目は教育委員会に関わると思うんですけど、それに対してお考えがあればお聞かせください。

高松秀樹委員長 教育長か部長か。

長谷川教育長 緊急要望書ということで議会のほうから頂きました。その4番です。学校の長引く休校措置による学習の遅れや家庭環境による学習面の格差を可能な限り解消するためのオンライン授業、遠隔授業、チューブ放送等の実施ということです。今この内容については、先ほど下瀬課長から、その取組について、今、着実に進めているということの報告がございました。ただ、残念なのは、今、まだGIGAスクールの準備が完璧にそろってないので、1人1台のPCを子供たちに手渡すということができておりません。しかし、今それを教育委員会としては、今年度、全部の子供たちに渡せるように準備を進めているところです。こ

これは国がその方針を出しておりますので、これまでは3年間をかけて子供たちにPCを与えていくという計画でしたけれども、今回のコロナウイルスの感染対策として、全ての子供たちに今年度中にそれを渡したいということで、その準備も進めております。ただ、それを待っている子供たちの学習が滞りますので、今できることとして、そういった動画授業と言ったほうが分かりやすいですか、例えば授業を15分ぐらいのビデオに撮って、それをユーチューブで配信できるようにするっていうことを今進めているわけです。もしそういったことができない家庭については、そのデータを家庭のほうにお渡しするとか、そういった形で届けられるようにしたいと思っております。また、これはスマートフォンを利用しても視聴はできますので、そういったことの調査も、家庭でそういった環境のない家庭がどのくらいあるかというふうな調査についても今、実施を進めているところです。鋭意努力してまいりたいと思っております。それから5番の保護者相談窓口の設置です。先ほどからいろいろありましたけれども、相談内容によってどの窓口がっていうのはいろいろあると思います。教育委員会では学校教育課が先ほどのいろんな保護者の方の不安等も聞いております。それから子供の教育についての質問、不登校についての質問だったら、心の支援室であったりヤングテレフォンであったり、又はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣して対応していくと。山陽小野田市は4月8日から約1週間学校を開きました。この間に、担任との顔つなぎができています。何よりもこれが大きいんですね。中には他の市町では、それができてないところもあるんです。そうすると、家庭への支援にもなかなか入りづらいというふうな市町があって、早く学校を開きたいと思っている市町、心境はとてもよく理解できるんですけれども、そういったことで、その窓口ができておりますので、学校にもそういった相談を寄せていただけたらと思っております。

山田伸幸副委員長 動画配信のことなんですけど、これはまずハード的な整備がされていないとできないわけですが、今の状況ですと、今年度中とい

うことですから、当面、差し当たってすぐにはできないと思いますね。ですが、今全国的にいろんな塾とか、あるいは学校とかを通じて配信をしておられるところがあって、それも受信することができるわけですよ。やはり環境がきちんと家の中にある子とそうでない子との間で、学業の差がどんどん開いていくのではないかというふうに思うわけですが、その点はどのように補っていかうとされているのか。やはり遅れている子供の学力を取り戻すような、そういったことが必要となってきたように思うんですね。同時配信を同時に受信して、皆で勉強するという環境がないわけですから、その点を今教育委員会としてはどのように考えておられるでしょうか。

長谷川教育長 先ほども申しあげましたように、こういったメディアを家で利用できる環境にあるかどうかという調査を今掛けています。先ほど課長も申しましたけども、メール配信がほぼ100%になっているということは、そのメディアを受け取る環境は、多分かなりの家庭にあると思っています。ただ、それは十分ではないと思います。学習のやはり遅れなどを取り戻すために、先ほどありましたように夏休みの短縮ということも学習内容についての定着を補充してやる必要があるというふうに今、学校教育課も、その実施時期、それから時間等を校長会と調整をしている。これについては、本市だけではなくて、全県下でこういった同じ状況が起こっておりますので、ある程度他の市町とも連携をしながらやっていく必要がある。ただ、夏休みを短縮するということにつきまして、あの暑い時期です。多分エアコンを使っても換気をしないといけませんので、状況はあまりよくないだろうと思います。ですから、丸1日学校に出してやるとか、そういった子供たちの負担、負荷を余り掛けないようにといったところにも考慮しながら進めてまいりたいと考えています。

山田伸幸副委員長 教育評論家の尾木直樹氏が、先日、この問題について評論しておられまして、私もじっくり聞かせていただいたんですが、その中で尾木氏が言うておられたのは、やっぱりこの遅れを取り戻そうとする

余り、詰め込みになることは、受け取れる子供はいいけれど受け取れない子供にとっては大変大きな負担になって、勉強そのものが嫌いになってしまう恐れがあるというふうなことを言っておられました。私も同感だと思うんですが、そういった詰め込み教育を排除しながら遅れを取り戻すっていうのは、これは至難のわざだと思いますけれど、やはりいろんな手法、例えば先生を多めに配置をして、一人一人に細やかな教育を与えるような環境を作るだとか、1人の先生に30人を任せるとかいうのではなくて、やはりそういった子供たち一人一人の成長に合わせた対応が今求められているんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

長谷川教育長 委員が御心配されているとおり、先ほど私申し上げましたけれども、児童生徒の負担が過重になってはいけない。もちろん子供たちだけではなくて、先生方の負担も過重になってはいけないというふうに考えています。今、先生方は、子供たちがいない学校で、本当に一生懸命、その学習保障であるとかにも今対応してくださっています。その理解をお互いに得ながら、教育委員会とも連携しながら、今後も進めていきたいと考えています。

伊場勇委員 4番の(2)に学習支援サイトの紹介とありますが、学習支援サイトというのはどういったものを紹介しているのでしょうか。

下瀬学校教育課長 これは、国あるいは県がいろんなサイトで、ネットワークの中ですけど、紹介しております。例えば文部科学省でいうと学びの応援サイトというようなものに入っていくと、いろんな動画が見られたりとかがあります。山口県においても、そういう学びの保障をするプリントとかを紹介するサイトがあるというものです。

伊場勇委員 そもそもこの5月24日までの休校についてですが、先ほど教育長もその1週間あったからいろいろ顔つなぎがしっかりできてるってい



う部分も含めて、岩国は昨日から始まりましたし、宇部も昨日、臨時登校やられているところがあるようにちょっと聞いたんですけど、下関は来週からというところで、県は5月24日まで高校は休みということで、兄弟に高校生のお兄ちゃんが休み、けども小・中は行っているっていうような状況がないように5月24日にしたのかなというふうにはちょっと思ったんですけど、考え方についてちょっと確認したいんですけど。教えてください。

長谷川教育長 ありがとうございます。5月の24日にしたということは、県がそういうふうな基準が出ましたけれども、実は私その前に、県からその方針が出る前に、自分はゴールデンウィークが終わって2週間、様子を見たいという思いを持っていました。と申しますのは、このゴールデンウィーク期間、皆様御存じのように、他県からいろんな車がこの市内も走っておりました。帰省客も中にはあるかもしれない。そうした家庭の中で子供たちはいろんな人と接する。もしかしたら感染をしているかもしれない。そういった状況の中で登校させるということは非常にリスクが高いなというふうに考えていました。だから2週間という思いがあって、この24日という線が少し自分の頭の中にあった。それに加えて、県も24日まで休みにするという方針を出しましたので、本市もそれに沿ってこの度の決断をしたということです。

高松秀樹委員長 今24日までやないですか。そもそもこれ、最初に休校になったときに対策本部のほうは、本市又は近隣市、恐らく宇部市ですかね、感染者が出た場合に休校措置にするみたいな話があったんですが、今後そういうことがあった場合に、この24日の開校はどういう状況になるんでしょうか。

長谷川教育長 今後についてなんですけれども、先日、緊急事態措置の維持及び緩和に関してということで、国のほうから事務連絡が来ております。学校を開いていくという方向性について、そこでは述べられています。

私も、できるだけ子供たちが感染のリスクを負わないようにということを最優先に、これまでかじ取りをしてきましたけれども、学校における感染リスクをゼロにするということは、なかなか難しい。それを前提にする限り、学校に子供が通うことはなかなか困難になるなというふうに思っています。このような状態が続けば、先ほどから御心配のように、子供たちの学びの保障であったりとか、心身の健康などに関して深刻な問題が生じてくるだろうということが予想されますし、この状態というものが長期間にわたる可能性があると認識しております。そうすると、やはりリスクを完全に回避するという事はなかなか難しいので、そうした中で感染を防ぎながら学校を開いていくということになるろうかと思えます。例えば、市内に感染者が出たということがあっても、その感染ルートがしっかりつかめるといふようなことであれば、学校はそのまま開いた状態にするとかいったことも考えていかななくてはならないと思っています。

高松秀樹委員長 つまり、感染者が発生しても、直ちに休校措置とはならないと。そこで協議が入るといふような理解でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）私のほうからもちょっと。ユーチューブで配信を今後やっていくってことなんで、配信開始はいつの予定になっていますか。

下瀬学校教育課長 現在のところ、5月18日からを考えていますが、学校の教員も今、一生懸命チームを作って、作っているところです。ですから、できるだけそこにはそろえたいと思っていますが、もしかするとできたところからっていう形になるかもしれません。

高松秀樹委員長 できたところからって、各学校単位で作っているということですか。

下瀬学校教育課長 学校が、一応振り分けはありますが、学校の中で振り分けられたものを、自分たちの学校の中でチームを作って動画づくりをする

と。それを集めて学年ごとに分けて、それで配信という形になります。

高松秀樹委員長 例えば、小学校3年生の算数ってのは、その算数の先生方が作って、市内の全小学校3年生の算数として配信をすると。

下瀬学校教育課長 はい、そうです。

高松秀樹委員長 教育委員会が中心となるという形ですね。

下瀬学校教育課長 そういう形でやりたいと。

高松秀樹委員長 何か保護者からもお話があったんですけど、自分の学校の先生がそういう配信をしてくれたら、「何とか先生や」と。先生のほうも言えますよね、学校のことをっていうのがあったんですが、それはちょっとなかなか難しかったっていうことですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）18日からって、今開校が24日じゃないですか。余りないですね。

下瀬学校教育課長 1週間にはなりますが、ひよっとするともっと長期にとか、1回開いたはいいが、また休校になったりということも考えまして、市の財産として持っていきたいと考えております。

高松秀樹委員長 それは是非見させていただきます。

下瀬学校教育課長 視聴者限定で出します。申し訳ございません。

高松秀樹委員長 登録しなきゃ見れないと。

下瀬学校教育課長 児童生徒が見るようにという形です。

高松秀樹委員長 教育委員会のホームページにリンクされとって、そこから引

っ張れるんかなと思ったけど、そうじゃないんですね。

下瀬学校教育課長　そうですね。そうするといろいろ著作の関係で問題も出てきますし、公にするとプライバシーのこととか、いろいろ。それでちょっと今、四苦八苦している状況です。

高松秀樹委員長　なかなか難しいですね。はい、分かりました。

伊場勇委員　他市では給食の無償化っていうところに取り組んでいるところもおられますが、宇部市。下関市でも会派から要望書が出されたようですが、その点について協議されてるか。あったらどういうふうなお考えか、教えてください。

長谷川教育長　宇部市が3か月という期限付きで給食を無償化するというふうなことが新聞報道にも出ておまして、私もびっくりしまして、宇部市の教育長にもちょっと話を、経過もいろいろ話を聞きました。一応、本市では、そういったことについては今現在考えておりません。ただ、困っている家庭に関しましては、やはり就学援助制度であったりとか、それから国からも10万円の給付であったりとか、それから子育て世代には子供に1万円の給付も行われるということで、そういったところで見たい。だから、就学援助に関しても、今回のコロナ感染症対策の中で、収入が大きく減ってしまったという家庭に関しては、就学援助が適用できるように準備しておりますので、そういったところに対応してまいりたいというふうに考えています。

山田伸幸副委員長　就学援助の金額っていうのは非常に限られていますよね。今、宇部市がやったように比べたらほんと微々たるものでしかないというふうに思います。増額というのを考えていかないと、とても今言われたような対応にはならないというふうに思うんですが、いかがですか。

長谷川教育長 御心配のとおりです。ですからそういったときには、また議員の皆様にもお諮りをしないといけないかなと思っておりますけれども、今の状況の中で、やはり困っておられる家庭があったときに、その相談窓口として教育委員会が、やはりできる範囲で就学援助等の制度をうまく利用しながら補助していきたいというふうに考えておりますので、また、その際には御理解いただけたらというふうに思います。

山田伸幸副委員長 もともとは学校給食が公会計になるという議論があったときに、給食費の未納の家庭が随分問題になっておりました。その対策として以前教育長から話を聞いたときに、この就学援助で対応できるのではないかというふうに言われていたと思うんですが、それであるならばそれにふさわしいような金額が、そういう困窮家庭に提供できていないと、その話はなかったことになってしまうわけですが、金額でいうと、一月数千円になりますよね。それぐらいの増額ができるというふうに考えておられるのでしょうか。

三藤学校教育課学務係長 就学援助の給食費についてなんですけれども、今、自己負担分全額の補助の対象になっておりますので、就学援助の対象の方に対しては、一旦、校納金という形で集金はさせていただくんですが、後ほど、保護者の口座に補填させていただいておりますので、実質、自己負担というのは保護者には生じておりません。

高松秀樹委員長 よろしいですか皆さん。それでは、一応その他がありますので、その他はもういいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）まず、執行部の皆さん、これで退席いただいて結構でございます。お疲れ様でした。

（執行部退室）

高松秀樹委員長 委員の皆さん、その他なければこれで終わりますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、終わりますね。いいです

か。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

---

午後 3 時 5 0 分 散会

---

令和 2 年（2020 年）5 月 8 日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 高 松 秀 樹